

令和3年3月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年3月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	秋元観光有限会社 (法人番号：8050002044330) 代表者 秋元貞晴
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県結城市小森322 (本社営業所) 茨城県結城市小森322
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 429日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年12月19日、令和2年1月16日及び令和2年1月22日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(7)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(8)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)日常点検の未実施(道路運送車両法第47条の2)、(13)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(14)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(運送法第29条の3)、(15)輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反(運輸規則第47条の7第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 43点 当該事業者の累積点数 43点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)